

お知らせ

支局・出張所で取り扱う印鑑に関する事務等の 範囲の変更(拡大)について

平成24年6月1日から、京都地方法務局管内の支局・出張所
(嵯峨出張所、伏見出張所を除く。)では、京都府内に本店又は
主たる事務所を置く全ての会社・法人等について、次の事務を取
り扱うこととなりますので、お知らせします。

- 印鑑届等に関する事務（府内全域）
【印鑑届，改印届，印鑑の廃止の届出】
（ただし，登記の申請（設立，役員の変更等）と同時に
提出されるものは除きますので，ご注意願います。）
- 印鑑カードに関する事務（府内全域）
【印鑑カードの交付請求・廃止の届出等】
- 電子認証に関する事務（府内全域）
【電子証明書の発行の請求，使用廃止の届出等】

お問い合わせ先
京都地方法務局法人登記部門
電話 075-231-0292

